

ケーブルテレビななお自主放送番組基準

(趣旨)

第1条 ケーブルテレビななおの自主放送は、すべての市民のための公共放送として、何人からも干渉されず、公正な立場に立ち、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで良質な放送を行うことによって、地域の振興並びに生活文化の向上を図る。

(基本原則)

第2条 ケーブルテレビななおの自主放送の基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る。
- (2) 教育・情報・道徳による人格の向上を図るとともに、住民のコミュニティ意識の高揚及び生活の向上に資する。
- (3) 地域の優れた文化遺産の保存と新しい文化の育成及び普及に貢献する。
- (4) 公共放送としての権威と品位を保ち、市民の期待と要望に応える。
- (5) 災害等の緊急事態にあたっては、率先して情報を提供し、人命及び財産を守り、災害の予防及び拡大防止に寄与する。

(人権及び人格)

第3条 放送番組は人権及び人格を尊重し、個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送をせず、職業を差別的に取り扱わない。

(宗教、政治及び経済)

第4条 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。

2 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。

3 経済上の諸問題で、営利を目的とするもの及び市民に重要な影響を与える恐れのあるものは、特に慎重を期する。

(社会生活)

第5条 生活を安らかにすることに努め、相互扶助精神を高める。

(表現)

第6条 放送は、すべて分かりやすい表現・わかりやすい言葉を用い、方言を用いるときは、市民に反感又は不快感を与えないようにする。

2 社会道徳及び善良な風俗を害しないよう表現に注意する。

3 市民に恐怖感、不安感又は不快感を与えるような表現は用いない。

4 市民の生活との関係を充分考慮し、表現を適正かつ慎重に取り扱う。

5 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、別紙

「アニメーション等の映像手法について」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分配慮する。

(番組の制作)

第7条 第1条の観点から次に掲げる番組を制作する。

- (1) 市からのお知らせや議会中継、制度の説明等を内容とした行政番組
- (2) イベント・行事などを内容とした地域番組
- (3) 市民の生活向上を目的とした生活及び情報番組
- (4) 教養の向上を目的とした教養番組
- (5) 災害時における緊急放送
- (6) 市や公民館等からの公益性のある告知や案内を内容とした文字放送

(広告等)

第8条 広告を目的とする放送は、「七尾市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」に基づき取り扱うとともに自主放送番組内で放送する。

(訂正)

第9条 放送等が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、又は訂正をしなければならない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は平成27年7月1日から適用する

アニメーション等の映像手法について

1998 年 4 月 8 日 作 成
2006 年 4 月 1 日 一部改訂
日 本 放 送 協 会
(社) 日本民間放送連盟

日本放送協会〔NHK〕と(社)日本民間放送連盟〔民法連〕は、1997 年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析・研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に排除することはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
3. 規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを 1998 年 4 月に示した。

さらに、ITU〔国際電気通信連合〕において、2005 年 2 月に ITU-R 勧告 BT. 1702 “Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television(テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針)” が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に指示するガイドラインが作られた意図をを十分に配慮し、放送界の自主的な共通のルールとして遵守しなければならない。このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

〈アニメーション等の映像手法に関するガイドライン〉

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。
 - (1)「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。
 - (2)避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とする。
 - (3)前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20パーセント以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや電光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていることが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど“テレビの見方”に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。

以 上